

家庭用エアコン(100V・200V級)設置・修理工事に伴う電気工事士法・電気工事業法の規制概要

作業内容	法令上の区分	電気工事士資格	電気工事業登録	
① エアコン室外機を設置する作業(床等への据付けのみ、電氣的作業を伴わないもの)	法の対象外	不要	不要	
② エアコン室内機を設置する作業(室内壁等への固定、電氣的作業を伴わないもの)	法の対象外	不要	不要	
③ エアコン室外機及び室内機の接続端子に内外接続線を差し込む作業 (省令第2条第1項第1号ヲ)	「電気工事(軽微な作業)」	不要	必要	
④ 内外接続電線を壁に固定する作業 (省令第2条第1項第1号ハ)	電線を保持・保護する機能や目的を持たない化粧カバー等を設置する作業	「電気工事」ではない	不要	不要
	冷媒配管やドレンホース等と共に内外接続電線を化粧テープ、絶縁ビニールテープを巻き付けて一体化させた上で、壁などに固定する作業	「電気工事(軽微な作業)」	不要	必要
	内外接続電線を直接壁などに固定する作業	「電気工事」	必要	必要
⑤ 内外接続電線が造営物を貫通する部分に防護装置を取り付ける作業 (省令第2条第1項第1号チ)	内外接続電線等が造営物を貫通する部分に、樹脂製(金属製以外)の防護装置を取り付ける作業	「電気工事(軽微な作業)」	不要	必要
	内外接続電線等が造営物を貫通する部分に、金属製の防護装置を取り付ける作業	「電気工事」	必要	必要
⑥ 内外接続電線を防護装置の中に通す作業 (省令第2条第1項第1号ニ)	作業後の電線の損傷状況が容易に確認できる場合における、防護装置の中に内外接続電線(ドレンホース等と一体化したものを含む)を通す作業	「電気工事(軽微な作業)」	不要	必要
	壁が厚い等、作業後の電線の損傷状況が容易に確認できない場合における、防護装置の中に内外接続電線(ドレンホース等と一体化したものを含む)を通す作業	「電気工事」	必要	必要
⑦ 接地線に関する作業 (省令第2条第1項第1号ル、第2項第1号ロ)	エアコンの電源プラグをコンセントに差し込む作業	「電気工事」ではない	不要	不要
	接地極付コンセント(穴が3つあるコンセント)に3本足のプラグを差し込む作業	「電気工事」ではない	不要	不要
	エアコンに接地線を接続する作業	「電気工事(軽微な作業)」	不要	必要
	接地線を接地端子(アースターミナル)に接続する作業	「電気工事」	必要	必要
⑧ 内外接続電線相互の接続 (省令第2条第1項第1号イ)	接地線相互を接続(継ぎ足し)する作業	「電気工事」	必要	必要
	接地線を接地極に接続する作業	「電気工事」	必要	必要
	接地極を地面に埋設する作業	「電気工事」	必要	必要
⑨ その他必要に応じて発生する電氣的作業 (省令第2条第1項第1号ホ)	コンセント設置・取替・増設する作業 専用回路の敷設作業 電圧を切替える作業(100V↔200V) ブレーカーを交換する作業、等	「電気工事」	必要	必要
⑩ ドレンホースの接続作業	法の対象外	不要	不要	
⑪ 冷媒配管の接続作業	法の対象外	不要	不要	